

前橋市告示第 6 6 9 号

令和 6 ・ 7 年度に前橋市が発注する測量、建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」という。）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定により、令和 6 年度及び令和 7 年度において前橋市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務（土木建築に関する工場の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に係る調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負又は受託を行う業務をいう。）、地質調査業務（地質又は土質について調査し、及び計測し、並びに解析し、及び判定することにより、土木建築に関する工場の設計若しくは監理若しくは土木建築に関する工事に係る調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質若しくは土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務を行うことの請負又は受託を行う業務をいう。）及び補償コンサルタント業務（公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務を行うことの請負又は受託を行う業務をいう。）（以下これらを「測量、建設コンサルタント業務等」という。）の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）及び資格を有するかどうかの審査（以下「資格審査」という。）の申請の方法等を次のとおり定め、公表の日から施行します。

令和 5 年 1 0 月 2 7 日

前橋市長 山 本 龍

1 測量、建設コンサルタント業務等の種類

測量、建設コンサルタント業務等の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

業種区分	部 門
測量	測量一般 地図の調整 航空測量
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般 意匠 構造 暖冷房 衛生 電気 建築積算 機械積算 電気積算 工事監理（建築） 工事監理（電気） 工事監理（機械） 調査 耐震診断 地区計画及び地域計画
土木関係建設コンサルタント業務	河川、砂防及び海岸・海洋 港湾及び空港 電力土木 道路 鉄道 上水道及び工業用水道 下水道 農業土木 森林土木 水産土木 造園 都市計画及び地方計画 地質 土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート トンネル 施工計画、施

	工設備及び積算 建設環境 機械 電気電子 廃棄物
地質調査業務	地質調査
補償関係コンサル タント業務	土地調査 土地評価 物件 機械工作物 営業補償・特殊補償 事業損失 補償関連 総合補償

## 2 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、4の規定により申請を行い、資格を有すると認められた者（以下「有資格者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、申請を行うことができない。

- (1) 令第167条の4第1項各号（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当することにより資格を取り消され、資格を付与しないこととされた期間を経過しない者
- (3) 7(2)の納税証明書で求める納付すべき税に未納がある者
- (4) 資格審査の申請をする日の前日までの間における営業年数が引き続き1年以上経過していない者

## 3 資格審査の方法

資格を有するかどうかは、測量、建設コンサルタント業務等の種類に従い、2に掲げる項目を確認し、別に定める基準により決定するものとする。

なお、有資格者は、一度審査を受けた業種区分について、合併や事業譲渡等の場合を除き、その資格の有効期限内において再度審査を受けることはできないものとする。

## 4 申請の方法

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）を使用し、資格審査の申請（以下「電子申請」という。）を市長に行わなければならない。

## 5 電子申請の受付期間

- (1) 定期申請 令和5年12月6日から同月22日まで
- (2) 随時申請 令和6年4月1日から令和7年9月15日まで

## 6 審査基準日

- (1) 定期申請 令和5年12月1日
- (2) 随時申請 申請日の属する月の1日

## 7 添付書類等

申請者のうち、市内業者（前橋市内に本店を有する者をいう。）にあつては次に

掲げる書類（(10)を除く。）を、準市内業者（前橋市測量、建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査要領（平成15年11月14日伺定め）第2条第2号の準市内業者をいう。）の認定を希望する者にあつては次に掲げる書類を、それ以外の申請者にあつては(1)から(9)まで、(21)及び(22)に掲げる書類を電子申請と同時に、8の提出先に提出しなければならない。ただし、(8)及び(9)については、電磁的記録による提出とする。

- (1) 法人にあつては本店の所在地を管轄する法務局が発行した登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市区町村長が発行した身分証明書で、それぞれ原本又は写し
- (2) 納税証明書（法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税並びに本店及び委任先となる営業所（以下「本店等」という。）の所在地の市町村税（本店等が群馬県内の電子申請が可能な市町村に所在している場合に限る。）、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税並びに本店等の所在地の市町村税（本店等が群馬県内の電子申請が可能な市町村に所在している場合に限る。）について滞納がないことを証するもので、発行官公庁の定めた様式によるもの）の原本又は写し
- (3) 法人にあつては財務諸表（審査基準日の直近2年間の各事業年度の決算に関するもの）、個人にあつては審査基準日の直近2年間の所得税青色申告決算書の写し又は収支内訳書の写し
- (4) 測量、建設コンサルタント業務等に関し、業者登録をしている場合は、各登録官署が発行する登録証明書の写し
- (5) 登録する測量、建設コンサルタント業務等に係る技術者に関する免許及び健康保険証の写し
- (6) ISO認証を取得している場合は、登録証の写し
- (7) 申請を行政書士に委任する場合は、行政書士委任状
- (8) 測量等実績調書（令和6年度及び令和7年度において県が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等（令和5年群馬県告示第283号。以下「県告示」という。）別記様式第1号によるもの）
- (9) 技術者経歴書（県告示別記様式第2号によるもの）
- (10) 準市内業者の認定を希望する者の場合は、準市内業者認定申請書（様式第1号）
- (11) 関連業者報告書（様式第2号）
- (12) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する事業主にあつては障害者雇用状況報告書を公共職業安定所の長に提出している場合、それ以外の事業主にあつては障害者を1人以上雇用してい

る場合は、障害者雇用状況の報告書（様式第3号）

- (13) 審査基準日の前日までの2年間にインターンシップの受入れを行った場合は、インターンシップ受入れ実施状況等報告書（様式第4号）
  - (14) 審査基準日時点において、前橋市消防団協力事業所表示制度の認定を受けている場合は、消防団協力事業所登録報告書（様式第5号）
  - (15) 審査基準日時点において、エコアクション21認証・登録証を受けている場合は、エコアクション21認証・登録証報告書（様式第6号）
  - (16) 審査基準日時点において、前橋市と災害時における応急対策活動に関する協定を締結している場合又は前橋市の防災協力事業所に登録している場合は、災害活動等確認申請書（様式第7号）
  - (17) ワーク・ライフ・バランス等の推進に取り組んでいる場合（審査基準日時点において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）、群馬県が運営する「いきいきGカンパニー認証制度」及び前橋市が運営する「まえばしウエルネス企業登録」に基づく認定等を受けている場合並びに審査基準日の前日までの2年間で育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に沿った就業規則を定めて活用している場合をいう。）は、ワーク・ライフ・バランス等推進状況申告書（様式第8号）
  - (18) 審査基準日時点において、若手技術者（満30歳以下の技術者をいう。）及び女性技術者を雇用している場合は、若手・女性技術者雇用状況報告書（様式第9号）
  - (19) 審査基準日時点において、前橋市とネーミングライツスポンサー契約を締結している場合は、ネーミングライツスポンサー企業登録報告書（様式第10号）
  - (20) 審査基準日時点において、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第14条に規定する協力雇用主として前橋保護観察所に登録している場合は、再犯防止等への取組み状況報告書（様式第11号）
  - (21) 事業協同組合等の組合形態で申請をする場合は、役員名簿（様式第12号）及び組合員名簿（様式第13号）
  - (22) 入札、契約、代金の請求、領収等を代理人に委任する場合は、委任状
- ※(1)及び(2)については、申請日前3か月以内に発行されたものの原本又は写しとする。

## 8 添付書類等の提出先

- (1) 6(1)から(9)までの書類

前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁県土整備部建設企画課内 群馬県CA

## LS／EC市町村推進協議会

### (2) 6(10)から(22)までの書類

前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市役所総務部契約監理課

#### 9 電子申請及び添付書類に使用する言語等

- (1) 電子申請は、日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがなに置き換えるものとする。
- (2) 6(3)の財務諸表は、日本語により作成しなければならない。この場合において、その他の書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。
- (3) 電子申請及び添付書類の金額表示は、日本国通貨でなければならない。この場合において、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

#### 10 資格審査の結果の通知

市長は、資格審査の結果を申請者にぐんま電子入札共同システムを使用して通知するものとする。

#### 11 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格の認定日から令和8年3月31日までとする。

#### 12 営業の廃止等の届出

申請者は、申請を行った後、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、その旨をぐんま電子入札共同システムを使用して届け出なければならない。この場合において、届出に当たっては、7に掲げる書類のうち該当する書類を提出するものとする。

- (1) 営業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 所在地を変更したとき。
- (3) 電話番号又はFAX番号を変更したとき。
- (4) 商号又は名称を変更したとき。
- (5) 代表者の変更があったとき。
- (6) 代理人の変更があったとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、これらに類するものとして、市長が届出を必要と認めるとき。

#### 13 資格の取消し等

市長は、資格者が次のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を取り消し、又は相当の期間資格を付与しないことができる。その者を代理人、支配人

その他の使用人又は入札代理人として使用する資格者についても、同様とする。

- (1) 営業を廃止し、又は休止した者
- (2) 令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (3) 令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされた者
- (4) 電子申請又は添付書類に虚偽の事実を記録し、又は記載したことにより資格を取得した者
- (5) 契約の履行に当たり、故意に調査、測量その他の役務を粗雑にし、又は成果物の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (6) 競争入札において、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (7) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (9) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (10) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

#### 1.4 資格の取消し等の通知

市長は、13の規定により資格を取り消したとき、又は資格を付与しないこととしたときは、その旨を該当者に通知するものとする。

#### 1.5 申請情報の取扱い

- (1) 各申請者から申請された内容（以下「申請情報」という。）については、資格審査後、その一部（本店又は委任先営業所の基本情報（商号又は名称、所在地、代表者氏名及び電話番号）及び業種）について公開する。
- (2) 申請情報について、暴力団関係該当の有無を関係機関に照会することがある。

準市内業者認定申請書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所 在 地  
商号又は名称  
代表者の氏名

準市内業者として認定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

添付書類（添付する書類に☑を記入してください。）

- 1 前橋市税の納税証明書（未納税額のない証明）の写し  
（申請日前 3 ヶ月以内に発行されたもの）
- 2 法人市民税確定申告書の写し  
（直近 1 年分）
- 3 履歴事項全部証明書の写し  
（申請日前 3 ヶ月以内に発行されたもの）

発行責任者及び担当者

- ・発行責任者 (電話番号)
- ・担 当 者 (電話番号)

関連業者報告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

当社と関連のある建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等業者について次のとおり報告します。(該当する項目に☑を記入してください。)

1 該当有り

		記 載 内 容			
関 連 業 者 と の 関 係	資本との関連 〔株式(総数に対する割合) 出資(総額に対する割合)〕	業 者 名	株式総数・出資総額	所有株数・出資額	割 合
	人事面の関連 〔役員(兼務)状況〕	業 者 名	役 職 名		
	そ の 他 〔特別な提携関係〕	業 者 名	関 係 内 容		

2 該当なし

発行責任者及び担当者	
・発行責任者	(電話番号)
・担当者	(電話番号)



障害者雇用状況の報告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

- 1 障害者雇用状況報告書を公共職業安定所の長に提出している場合  
※ 添付書類：障害者雇用状況報告書の写し

- 2 障害者雇用状況報告書の提出義務のない事業者

1 障害者人数（常用雇用）\_\_\_\_\_人

2 総従業員数（常用雇用）\_\_\_\_\_人

※ この障害者雇用の証明書の提出に当たっては、雇用している障害者全員の身体障害者手帳の写し及び常勤性を確認する資料（健康保険被保険者証の写し等）を提示してください。なお、健康保険証の写しを添付する場合には、保険者番号、被保険者記号・番号をマスキング処理してください。

発行責任者及び担当者

・発行責任者 (電話番号)

・担当者 (電話番号)

インターンシップ受入れ実施状況等報告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

インターンシップの受入れ状況について、次のとおり報告します。(該当する項目に☑を記入してください。)

1 インターンシップの受入れ

受入学校名:

受入人数: 人

受入期間: 年 月 日から 年 月 日まで

受入日数: 日間

※ インターンシップの受入れを確認できる書類の写し等を添付してください。

2 実技講習会等の実施

実施学校名:

参加人数: 人

実施日時: 年 月 日から 年 月 日まで

実施場所:

実施内容:

※ 実技講習会等を実施したことが確認できる書類の写し等を添付してください。

発行責任者及び担当者

・発行責任者 (電話番号)

・担当者 (電話番号)

消防団協力事業所登録報告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所 在 地  
商号又は名称  
代表者の氏名

前橋市消防団協力事業所表示制度の認定を受けているので報告します。

認定年月日： 年 月 日

有効期限： 年 月 日

注 添付資料は不要です。

発行責任者及び担当者

・発行責任者 (電話番号)

・担 当 者 (電話番号)

エコアクション 2 1 認証・登録証報告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所 在 地  
商号又は名称  
代表者の氏名

エコアクション 2 1 認証・登録証を受けているので報告します。

認証・登録番号：

認証・登録日： 年 月 日

更新・登録日： 年 月 日

有効期限： 年 月 日

- ※ 認定・登録証の写しを添付してください。
- ※ 申請業種に認定されたものに限りませう。
- ※ 本店又は委任を受けた営業所で認定されたものに限りませう。
- ※ 共通添付書類として ISO 14000 シリーズ登録証の写しを提出する場合は、エコアクション 2 1 認証・登録証報告書等の写しの提出は不要です。

発行責任者及び担当者

・発行責任者 (電話番号)

・担当者 (電話番号)

災害活動等確認申告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

災害活動等について、次のとおり申告します。(該当する項目に☑を記入してください。)

- 1 前橋市と災害時における応急対策活動に関する協定を締結している
- (1) 自社で協定を締結
- ※ 審査基準日時点で有効な協定書の写しを添付してください。
- (2) 協会等で協定を締結
- (団体名： )
- ※ 協会等の代表者が締結している場合は、添付資料は不要です。
- 2 前橋市の防災協力事業所に登録している
- ※ 添付資料は不要です。

発行責任者及び担当者

・発行責任者 (電話番号)

・担当者 (電話番号)

様式第8号

ワーク・ライフ・バランス等推進状況申告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

以下のとおり認定を受けている又は実施していることを申告します。

認定種目	認定区分	認定又は実施の有無
えるぼし認定 (女性活躍推進法)	行動計画 (2点)	<input type="checkbox"/>
	1段階目 (3点)	<input type="checkbox"/>
	2段階目 (4点)	<input type="checkbox"/>
	3段階目 (5点)	<input type="checkbox"/>
	プラチナ (6点)	<input type="checkbox"/>
くるみん認定 (次世代法)	トライくるみん (3点)	<input type="checkbox"/>
	くるみん (3点)	<input type="checkbox"/>
	プラチナ (4点)	<input type="checkbox"/>
いきいきGカンパニー認証 (群馬県)	ベーシック (1点)	<input type="checkbox"/>
	ゴールド (2点)	<input type="checkbox"/>
ユースエール認定 (若者雇用促進法)	— (4点)	<input type="checkbox"/>
育児・介護休業法に沿った制度を就業規則に定め活用している	— (2点)	<input type="checkbox"/>
まえばしウエルネス企業登録	— (1点)	<input type="checkbox"/>

- 注1 該当するものは、認定又は実施の有無欄に☑を記入してください。  
 なお、女性活躍推進法、次世代法及び群馬県が運営する「いきいきGカンパニー認証制度」については、該当する最も上位の認定区分に☑を記入してください。
- 2 認定通知書、登録証等の写しを添付してください。
- 3 育児・介護休業法に沿った制度の活用実績は、審査基準日の前日までの2年間のものとします。該当する場合は、雇用関係が確認できるもの、出勤状況の分かるもの(出勤簿等)の写し及び就業規則等の写しを添付してください。なお、健康保険証の写しを添付する場合には、保険者番号、被保険者記号・番号をマスキング処理してください。

発行責任者及び担当者	
・発行責任者	(電話番号)
・担当者	(電話番号)

若手・女性技術者雇用状況報告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所 在 地  
商号又は名称  
代表者の氏名

次の若手・女性技術者を雇用していることを報告します。

氏 名	生年月日	若手・女性技術者の区分	年齢 (審査基準日における満年齢)
		<input type="checkbox"/> 若手 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 若手かつ女性	
		<input type="checkbox"/> 若手 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 若手かつ女性	
		<input type="checkbox"/> 若手 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 若手かつ女性	
		<input type="checkbox"/> 若手 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 若手かつ女性	
		<input type="checkbox"/> 若手 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 若手かつ女性	

- 注1 群馬県CALS/EC市町村推進協議会に提出する共通添付書類の技術職員名簿に登録されている者を対象とします。
- 2 雇用関係、生年月日及び性別が確認できる書類として健康保険証等の写しを添付してください。なお、健康保険証の写しを添付する場合には、保険者番号、被保険者記号・番号をマスキング処理してください。
- 3 若手・女性技術者の区分欄は、該当するものにを記入してください。

発行責任者及び担当者	
・発行責任者	(電話番号)
・担当者	(電話番号)

様式第10号

ネーミングライツスポンサー企業登録報告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

ネーミングライツスポンサー契約について、次のとおり報告します。

愛称 :

対象施設 :

愛称使用期間 : 年 月 日から 年 月 日まで

※ 前橋市とネーミングライツスポンサー契約を締結しているものに限りません。

※ 添付資料は不要です。

発行責任者及び担当者

・発行責任者 (電話番号)

・担当者 (電話番号)



再犯防止等への取組み状況報告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 2 8 年法律第 1 0 4 号）第 1 4 条に規定する協力雇用主として前橋保護観察所に登録しているので報告します。（該当する項目に☑を記入してください。）

1. 前橋保護観察所に協力雇用主として登録した年月日

年 月 日

2. 保護観察又は再生緊急保護の対象者の雇用

(1) あり

雇用人数： 人

雇用期間： 年 月 日から 年 月 日まで

(2) なし

注 協力雇用主としての実績に関する証明書（審査基準日の前日までの 2 か年に保護観察又は更生緊急保護対象者を 3 か月以上雇用したときは、その旨が記載されたもの）の写しを添付してください。

発行責任者及び担当者

・発行責任者 (電話番号)

・担当者 (電話番号)

様式第12号

役員名簿

所在地  
 組合名  
 代表者の氏名  
 ( 年 月 日現在)

組合役職名	所属事業体		氏名
	商号又は名称	役職名	

発行責任者及び担当者 ・発行責任者 (電話番号) ・担当者 (電話番号)
--

様式第13号

組 合 員 名 簿

所 在 地  
組 合 名  
代表者の氏名  
( 年 月 日現在)

商号又は名称	住所	代表者名	建設業許可番号	許可業種 (略号)

発行責任者及び担当者

- ・発行責任者 (電話番号)
- ・担 当 者 (電話番号)